

委 託 仕 様 書

1 事業名

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「地域住民向け情報発信（地域住民向けセミナーの開催等）」

2 事業実施期間

委託契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 背景及び目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等15市町村（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

構想では、「廃炉」・「ロボット・ドローン」・「エネルギー・環境リサイクル」・「農林水産業」・「医療関連」・「航空宇宙」を重点分野と位置付け、拠点整備のほか、プロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいる。

本事業は、福島県民に対し、構想の取組や成果を分かりやすく伝え、構想の認知度向上や理解の深化を図り、構想への参画を促進することを目的とする。

（＊）浜通り地域等の15市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

4 事業内容

福島県民の構想の認知度向上や理解の深化、参画の促進を進めることを目的に、以下について企画提案すること。

（1）地域住民向けセミナーの開催

ア 構想の重点分野や開催市町村が抱える課題等をテーマとし、参加者が構想の取組を身近に感じ、構想や登壇者の取組に参画したいと考えるきっかけとなるような企画を提案すること。テーマ等は開催地域の市町村と調整し実施すること。

イ 名称は「福島イノベーション・コースト構想 見える化セミナー」とする。

ウ イノベ地域内で2回以上実施すること。

エ イノベ地域の開催地について、2回以上のうち1回は、令和4年度までに地域住民向けセミナー未開催の以下の市町村より選定する。

＊富岡町・双葉町・新地町・飯舘村

オ セミナー参加者は、主に開催地及びその周辺地域の住民を対象とする。

カ 開催形式は、会場参集型を基本とし、1回あたりの会場収容人数は50名以上とする。また、YouTubeによるオンライン同時配信により、会場にお越しになれない方も視聴できる体制とすること。

キ セミナー開催後、開催状況をアーカイブ動画として、福島イノベーション・コースト構
想推進機構（以下「機構」という）YouTube チャンネルより配信すること。

ク セミナー全体を通じた進行のため、司会者を準備するほか、事前に運営企画書（レイア
ウト・タイムテーブル・シナリオ等を記載したマニュアル）を作成すること。

（２）小・中学生向けセミナーの開催

ア これからの福島県の未来を担う子どもたちに対し、ロボットやドローン、再生可能エネ
ルギー等の先端技術に触れる機会を提供し、構想に関心を持っていただけるよう、体験メ
ニュー等を織り交ぜ、親子で楽しみながら構想の取組を学ぶ企画を提案すること。テーマ
等は開催地域の市町村と調整し実施すること。

イ 主に小学生高学年及び中学生の親子を対象とする。

ウ 開催場所は中通り地域（福島市を除く）または会津地域とする。

エ 開催日は、親子で参加しやすい日曜日または祝日等とする。

オ 開催形式は、会場参集型を基本とする。

カ セミナー全体を通じた進行のため、司会者を準備するほか、事前に運営企画書（レイア
ウト・タイムテーブル・シナリオ等を記載したマニュアル）を作成すること。

（３）広報活動の実施について

ア 地域住民向けセミナー

（ア）セミナーの告知チラシ（A 4 カラー両面刷り／コート紙 73kg 相当）を作成すること。

（イ）セミナーの告知及び装飾用にポスター（B 2 カラー／コート紙 135kg 相当）を作成
すること。

（ウ）1 回あたりの印刷部数は、ポスター150 部、チラシ1,500 部程度とする。

*印刷部数は、別途機構と協議すること。

（エ）制作及びデザイン費は受託費用に含めること。

（オ）余剰となる制作物は機構へ届けること。

（カ）作成したチラシ、ポスターを、機構が指定する場所へ梱包のうえ郵送すること。

（キ）郵送費用は受託費用に含めること。

*昨年度は1 回あたり約70ヶ所へ郵送。

（ク）セミナー開催後、セミナーの内容をまとめた記事等を情報発信すること。

（ケ）上記以外に効果的な手法がある場合は提案すること。

イ 小・中学生向けセミナー

（ア）セミナーの告知チラシ（A 4 カラー両面刷り／コート紙 73kg 相当）を作成すること。

（イ）セミナーの告知及び装飾用にポスター（B 2 カラー／コート紙 135kg 相当）を作成
すること。

（ウ）ポスター及びチラシは、開催地近隣の小中学校に配布を予定しているが、配布先及
び印刷部数については、別途機構と協議すること。

（エ）制作及びデザイン費は受託費用に含めること。

（オ）余剰となる制作物は機構へ届けること。

（カ）作成したチラシ、ポスターを、機構が指定する場所へ梱包のうえ郵送すること。

（キ）郵送費用は受託費用に含めること。

*昨年度は福島市の小中学校64校へ郵送。

(ク) セミナー開催後、セミナーの内容をまとめた記事等を情報発信すること。

(ケ) 上記以外に効果的な手法がある場合は提案すること。

(4) アンケートの収集・分析

ア セミナー及びイベント来場者に対してアンケートを行い、情報収集を行うこと。設問は機構と協議のうえ作成すること。

イ アンケート回答者に対し、ノベルティ等を配布すること。ノベルティ等については機構より支給する。

ウ アンケート結果については、事業実施報告時のほか、収集後1週間以内に速報値を機構へ報告すること。

(5) その他

ア 詳細な開催日や開催場所は、機構と協議のうえ決定すること。

イ 新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた実施方法や、媒体等を活用した告知方法を提案すること。

ウ 会場の手配や参加申込みの取りまとめ、資機材の準備及び設営、撤去、講師等との調整など、主に機構が行う場合を除く開催に関わる調整の一切を行うこと。

エ 会場使用料や謝礼等の費用は、受託費用に含めること。

オ 事業の記録として写真撮影、文字起こしを行うこと。

カ 文字起こしのデータについては、事業実績報告時のほか、開催後1週間以内に速報を機構に提出すること。

キ 撮影した動画は、事業実績報告時のほか、Web上で閲覧可能な状態に編集したものを、開催後速やかに機構に提出すること。

5 事業実施体制

(1) 「新しい生活様式(*)」に準じ、セミナー会場受付への手指消毒薬設置、参加者にマスク着用を徹底する等、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。なお、感染症拡大状況により、事業内容の変更または一部中止を指示する可能性がある。

(*) 「新しい生活様式」：令和2年5月4日 厚生労働省が公表した行動指針

(2) 事業の詳細について、受託事業者は委託契約書及び仕様書に基づき機構と協議のうえ決定すること。

(3) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面で報告すること。なお、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ事業遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(4) スケジュール管理を徹底するため、機構との打ち合わせを定期的で開催し、進捗状況を綿密に報告すること。

(5) 委託仕様書に定めのない事項、疑義が生じた際は、双方協議のうえ決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上必要と考えられるものについては、本事業に含むものとする。

6 著作権について

- (1) 委託業務の実施に伴う著作権の権利は、原則機構に帰属するものとする。
- (2) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他社の著作権その他の権利が及ぶものを使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

7 提出書類等

受託事業者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 事業着手届…………… 紙媒体 1 部
- イ 主任管理者通知書…………… 同上
- ウ 事業実施工程表…………… 同上
- エ その他、委託者が必要と認める書類…………… 同上

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 事業完了届…………… 紙媒体 1 部
- イ 事業完了報告書…………… 同上
- ウ 請求書及び請求に係る内訳書…………… 同上
- エ 来場者アンケート結果…………… 紙媒体 1 部
電子媒体 1 部
- オ 写真記録（セミナー開催状況）…………… 電子媒体 1 部
- カ セミナー文字起こしデータ…………… 紙媒体 1 部
電子媒体 1 部
- キ 本事業で作成された成果物…………… 電子媒体 1 部